

名称等	「第8次沼津市高齢者保健福祉計画(案)」のパブリックコメント募集・市民説明会の開催
意見募集	平成30年2月5日(月曜日)～平成30年3月6日(火曜日)
市民説明会	
日時	平成30年2月7日(水曜日) 19時～
場所	千本プラザ 音楽ホール (沼津市本字千本 1910-206 TEL055-962-3313)
担当	沼津市 市民福祉部 長寿福祉課 直通TEL 055-934-4834

1 意見募集内容

市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健、福祉、介護保険をはじめとする多岐にわたる施策を高齢者保健福祉計画にまとめ推進しています。

このような中、現行の第7次高齢者保健福祉計画は、平成29年度末をもって計画期間が終了することから、次期計画の策定を進め、このたび第8次沼津市高齢者保健福祉計画(案)がまとまりました。

この計画(案)について、市民の皆様のご意見を募集します。

2 資料の閲覧場所

沼津市ホームページ、沼津市役所(長寿福祉課・広報広聴課)、
市内各市民窓口事務所、市立図書館

※資料は、計画(案)素案及び骨子です。

3 意見提出方法

様式はありません。

表題「第8次沼津市高齢者保健福祉計画(案)に対する意見」を明記してください。

住所、氏名、電話番号、計画(案)の該当ページ、意見内容を記入し、郵送、直接持参、
FAXまたは電子メールでお送り下さい。

※なお、電話や口頭での意見の受付はいたしません。

4 意見を提出できる方の範囲

市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者、市内に事務所または事業所を有する個人及び法人、その他本案件について利害関係を有する者

5 市民説明会

2月7日(水)千本プラザにて、第8次沼津市高齢者保健福祉計画(案)についての説明を行います。定員は50名。当日直接会場へお越しください。

「第8次沼津市高齢者保健福祉計画（案）について」

皆さんの意見を募集します

市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健、福祉、介護保険をはじめとする多岐にわたる施策を高齢者保健福祉計画にまとめ推進しています。

このような中、現行の第7次高齢者保健福祉計画は、平成29年度末をもって計画期間が終了することから、次期計画の策定を進め、このたび第8次沼津市高齢者保健福祉計画(案)がまとまりました。

この計画(案)について、市民の皆様のご意見を募集します。

1 意見募集期間

平成30年2月5日（月）から3月6日（火）

2 意見の提出方法

ご意見は、郵送、直接持参、FAX、電子メールのいずれかで、下記提出先までお寄せください。様式はありませんが、以下の内容を必ず記入してください。

- ・表題 「第8次沼津市高齢者保健福祉計画（案）に対する意見」
（この意見募集に対する意見であることを明らかにするため）
- ・氏名、住所、電話番号（提出されたご意見の内容を確認するため）
- ・該当ページ、意見内容

※お電話によるご意見、来庁による口頭でのご意見並びに、匿名によるご意見は、原則として受け付けませんのでご了承ください。

3 意見をお寄せいただくことのできる方

市内に在住、在勤、在学の方、市内に事務所もしくは事業所がある個人及び法人、その他本案について利害関係がある方

4 計画（案）の閲覧場所

- ・沼津市ホームページ
- ・沼津市役所長寿福祉課（別館1階）、広報広聴課（本館2階）
- ・市内各市民窓口事務所、市立図書館

5 結果の公表

いただいた意見については、第8次沼津市高齢者保健福祉計画(案)の検討の参考とするとともに、本計画の公表と併せて、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を平成30年3月中旬に市のホームページで公表します。（意見提出者の個人情報公表しません。）なお、意見提出者への個別の回答は行いませんので、ご了承下さい。

6 意見の提出先、問い合わせ先

〒410-8601 沼津市御幸町 16-1 沼津市市民福祉部長寿福祉課 生きがい推進係
電話 055-934-4834 Fax 935-0335 E-mail:chouju@city.numazu.lg.jp

第 8 次 沼津市高齢者保健福祉計画の骨子

1. 計画の概要

(1) 計画の趣旨(背景と目的)

平成 29 年 10 月 1 日現在の高齢者人口は 59,528 人、高齢化率は 30.1%と、超高齢社会が進んでいる。このような中、高齢者をすべての市民によりしっかり支える、また高齢者も支えられる側としてだけでなく、できる範囲で共に支える側にもなり、社会においていきいきと活躍できる「地域共生社会」の実現に向け、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年(2025 年)を見据え、保健・福祉・介護保険を中心に総合的な計画として、「第 8 次沼津市高齢者保健福祉計画」を策定する。

(2) 計画の位置づけ

老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」を、一体のものとして策定する。

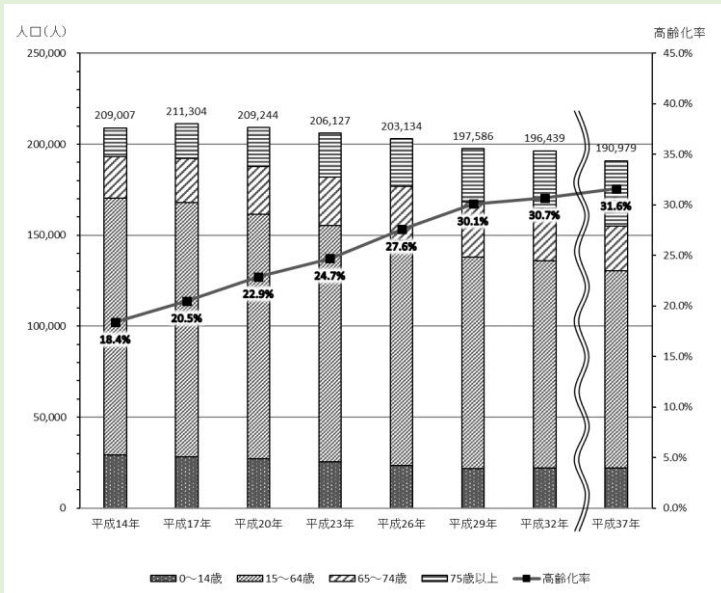
また、第 4 次沼津市総合計画の基本構想に基づき、沼津市地域福祉計画及び本市の他の計画との整合が図られるよう留意した。

(3) 計画の期間

平成 30 年(2018 年)度～平成 32 年(2020 年)度(3 か年)

2. 高齢者の現状と将来推計

(1) 市の人口と高齢者人口の推移と将来推計



※各年 10 月 1 日現在の住民基本台帳による(平成 32 年以降は推計)
 ※平成 26 年からは外国人を含めた人数

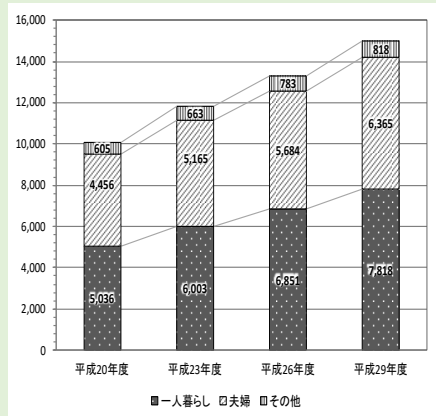
(2) 認知症高齢者の推移

	平成 26 年	平成 29 年
人数	4,363 人	5,289 人
割合	7.8%	8.9%

※認知症高齢者:要介護・要支援認定者の内、認知症高齢者日常生活自立度の判定基準がⅡ以上

※割合は、65 歳以上の高齢者人口から見た割合

(3) 高齢者世帯等の推移



グラフで見る沼津市の高齢者の状況

- ・住民基本台帳で本市の人口の推移をみると、全体的に緩やかな減少傾向にある。
- ・一方、65 歳以上の高齢者人口の増加が著しく、平成 29 年までの 15 年間で約 1.5 倍に増加している。さらに後期高齢者人口は、15 年間で約 2 倍に増加している。
- ・要介護・要支援認定者の内、認知症高齢者の数も、3 年間で約 930 人増加している。
- ・一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯は、平成 29 年度、市内の全世帯の 16.5%となり、特に本市の総世帯に対する一人暮らし高齢者世帯の割合は、年々増加している。

3. 計画の基本理念と基本施策

(1) 基本理念

住み慣れた地域で、ともに支え合いながら、
高齢者が自分らしく、安心して暮らせるまち

(2) 基本施策と主な施策の例

健康づくりと生きがいづくり	<ul style="list-style-type: none">●スポーツ活動の推進●疾病の早期発見・早期治療の促進●生きがい活動への支援
生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none">●高齢者にやさしいまちづくりの推進●住環境の整備及び確保●生活環境の向上●尊厳ある暮らしの確保
介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none">●介護予防・生活支援サービス事業●一般介護予防事業
地域における 支え合いのしくみづくり	<ul style="list-style-type: none">●地域包括支援センターの機能強化●生活支援体制の整備●高齢者の見守り
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none">●認知症への理解を深めるための普及・啓発●地域における認知症ケアの向上●早期診断・早期対応のための体制整備
在宅医療と介護の連携	<ul style="list-style-type: none">●資源の把握と課題の抽出●在宅医療と介護の連携体制の推進
介護サービスの充実と 円滑な利用	<ul style="list-style-type: none">●介護サービス利用者及び介護する家族への支援●施設の整備目標●介護保険サービスの質の向上●介護給付の適正化の推進

4. 施設整備計画

要介護・要支援の認定を受けることとなっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、高齢者数や認定者数の増加などの影響を見込み、施設整備を進めていく。

<施設・居住系サービス施設>

- ・地域密着型特別養護老人ホーム 29 床
- ・認知症高齢者グループホーム 18 床

<上記以外の地域密着型サービス拠点>

- ・小規模多機能型居宅介護事業所 1 か所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 か所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 か所

5. 介護保険料

65 歳以上の第 1 号被保険者の人口はほぼ横ばい状態だが、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の人口は減少傾向にある。

要支援・要介護認定者数は、年々増加傾向であり、平成 29 年は約 8,900 人であるのに対し、平成 37 年には 11,000 人を超えると推測されている。

保険料は、計画期間中に必要な保険給付・地域支援事業費の総額を見込み算定するが、保険料の上昇を抑制するため、基金からの繰り入れを行い、基準月額を定める。